

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年8月4日(2011.8.4)

【公表番号】特表2010-530263(P2010-530263A)

【公表日】平成22年9月9日(2010.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2010-036

【出願番号】特願2010-512522(P2010-512522)

【国際特許分類】

A 6 1 F 5/445 (2006.01)

A 6 1 F 5/449 (2006.01)

A 6 1 L 28/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 5/445

A 6 1 F 5/449

A 6 1 L 25/00 S

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月17日(2011.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

所望によるウエハの低吸収性接着剤と同様に、この吸収性接着剤は、液体不透過性であるが、しかしながら水分透過性であるいずれかの柔軟な接着剤であることができる。好みい接着剤は柔軟な接着剤、例えばシリコーンまたはポリウレタン接着剤である。特に好みい接着剤は、ポリアルキレンオキシドポリマーおよび有機シロキサンを主成分とする架橋接着剤系である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

また、接着ウエハが身体の動作に追随するためには、柔軟な裏引き層が好みい。本発明による装具の裏引き層は、ここに記載した技術を用いて測定した時に、20%伸びで好みくは0.75N/4mm未満の力、好みくは0.5N/4mm未満の力を有している。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

身体への取り付け用の身体排出物収集装具であって、第1の壁および第2の壁を含む収集パウチを含み、該パウチは接着ウエハに取り付けられており、該ウエハの中心部は前記のパウチの第1の壁の一部を構成しており、該ウエハは、透過性の裏引き層、少なくとも

1つの柔軟な吸収性接着剤層を含み、該ウエハは少なくとも中心部に水分不透過性層を含んでいる、装具。

【請求項2】

前記の水分不透過層が前記の吸収性接着剤層および裏引き層の間に配置されている、請求項1記載の装具。

【請求項3】

前記の裏引き層が高い引張強度を備え、柔軟である、請求項1または2記載の装具。

【請求項4】

前記の裏引き層が、ポリマー膜、被覆物、積層物、繊維製品もしくは不織布の形態である、請求項1～3のいずれか1項記載の装具。

【請求項5】

前記の裏引き層が、20%の伸びにおいて0.75N/4mm未満の力を有している、請求項1～4のいずれか1項記載の装具。

【請求項6】

前記の透過性裏引き層が反転カップ法を用いて測定して、100g/m²/24時間超のMVTを有している、請求項1～5のいずれか1項記載の装具。

【請求項7】

前記の接着剤層が液体不透過性であり、また水分透過性である、請求項1～6のいずれか1項記載の装具。

【請求項8】

前記の吸収性接着剤が、シリコーン、ポリウレタンまたはポリアクリレートを主成分とする接着剤である、請求項1～7のいずれか1項記載の装具。

【請求項9】

前記の吸収性接着剤がポリアルキレンオキシドおよび有機シロキサンを主成分とする架橋接着剤系である、請求項1～7のいずれか1項記載の装具。

【請求項10】

前記の吸収性接着剤層がエチレン酢酸ビニルを含む、請求項1～7のいずれか1項記載の装具。

【請求項11】

前記のウエハの周辺部が前記のパウチの外側である、請求項1～10のいずれか1項記載の装具。

【請求項12】

前記の水分不透過性層が前記のウエハの周辺部に広がっている、請求項1～11のいずれか1項記載の装具。

【請求項13】

前記の水分不透過性層が前記の裏引き層の表面上に配置されている、請求項1～12のいずれか1項記載の装具。

【請求項14】

前記の不透過性バリアー層が、ここに開示した方法を用いて測定して20g/m²/24時間未満のMVTを有している、請求項1～13のいずれか1項記載の装具。

【請求項15】

前記の水分不透過性層が膜の形態である、請求項1～14のいずれか1項記載の装具。

【請求項16】

前記の水分不透過性層が熱可塑性物質膜の形態である、請求項1～15のいずれか1項記載の装具。

【請求項17】

前記の水分不透過性層が被覆物の形態である、請求項1～14のいずれか1項記載の装具。

【請求項18】

前記の水分不透過性層が接着層である、請求項1～14のいずれか1項記載の装具。

【請求項 19】

前記の接着ウエハが低吸収性接着剤の層を含む、請求項1～18のいずれか1項記載の装具。

【請求項 20】

前記の収集装具が造瘻器具である、請求項1～19のいずれか1項記載の装具。

【請求項 21】

前記の収集装具が糞便の収集装具である、請求項1～19のいずれか1項記載の装具。

【請求項 22】

前記の収集装具が収集装具は瘻孔収集装具である、請求項1～19のいずれか1項記載の装具。